○香南香美老人ホーム組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘等並び に養護老人ホーム白寿荘及び指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘等の 設置及び管理に関する条例

> 昭和 42 年 9 月 29 日 条 例 第 8 号

昭和 47 年 2 月 24 日 昭和 62 年 3 月 30 日 条例第 8 号 平成 2 年 3 月 29 日 条例第 1 号 平成 7 年 12 月 26 日 条例第 2 号 平成 8 年 12 月 26 日 条例第 2 号 平成 10 年 12 月 24 日 条例第 2 号 平成 12 年 3 月 29 日 条例第 2 号 平成 14 年 3 月 26 日 条例第 1 号 平成 15 年 3 月 27 日 条例第 1 号 平成 18 年 2 月 22 日 条例第 2 号 平成 20 年 3 月 25 日 条例第 2 号 平成 20 年 3 月 25 日 条例第 2 号 平成 25 年 12 月 26 日 条例第 8 号 平成 25 年 12 月 27 日 条例第 6 号 平成 28 年 8 月 17 日 条例第 4 号

> 平成 28 年 12 月 26 日 条例第 6 号 平成 29 年 1 月 31 日 条例第 1 号 平成 30 年 3 月 29 日 条例第 1 号 令和 2 年 7 月 29 日 条例第 3 号 令和 6 年 3 月 29 日 条例第 4 号

改正 昭和43年8月30日

(設置)

- 第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)<u>第15条第2項</u>及び<u>第3項</u>並びに介護保険法(平成9年法律第123号)<u>第86条第1項</u>の規定に基づき、香南香美老人ホーム組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘(以下「三宝荘」という。)と、三宝荘短期入所生活介護事業所及びデイサービスセンター三宝通所介護事業所並びに、三宝荘居宅介護支援事業所を、高知県香南市野市町母代寺188番地に置く。
- 2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)<u>第15条第2項</u>及び<u>第3項</u>並びに介護保 険法(平成9年法律第123号)<u>第86条第1項</u>の規定に基づき、香南香美老人ホー

ム組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘(以下「特養白寿荘」という。)と、白寿荘短期入所生活介護事業所及びデイサービスセンター白寿通所介護事業所並びに、白寿荘居宅介護支援事業所を、高知県香美市香北町永野2,152番地に置く。

3 老人福祉法(昭和38年法律第133号)<u>第15条第3項</u>の規定に基づき、香南香 美老人ホーム組合立養護老人ホーム白寿荘(以下「養護白寿荘」という。)を高知県 香美市香北町永野2,100番地に置く。

(目的)

- 第2条 三宝荘及び特養白寿荘は、要介護認定を受けた被保険者に、入所による常時介護を受ける場を提供、その者の福祉の増進を図る。
- 2 三宝荘短期入所生活介護事業所及び白寿荘短期入所生活介護事業所は、要介護等の 認定を受けた被保険者の介護者等の、一時的な介護等の負担軽減を図る。
- 3 デイサービスセンター三宝通所介護事業所及びデイサービスセンター白寿通所介 護事業所は、要介護等の認定を受けた被保険者の、孤独感の解消及び自立の援助を図 る。
- 4 三宝荘居宅介護支援事業所及び白寿荘居宅介護支援事業所は、要支援及び要介護認 定を受けた被保険者に対し、保健医療及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に受け られるよう介護計画等の支援を図る。
- 5 養護白寿荘は、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な老人を入所させ、その者の福祉を図る。 (定員)
- 第3条 三宝荘の定員は100人とする。
- 2 三宝荘短期入所生活介護事業所の定員は、15人とする。(空床利用を除く)
- 3 デイサービスセンター三宝通所介護事業所の定員は、18人とする。
- 4 三宝荘居宅介護支援事業所の定員は、介護支援専門員1名につき35人を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める人数を限度とする。
- (1) 指定介護予防支援事業者からの委託及び指定介護予防支援を行う場合 44 人(要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数)
- (2) 指定介護予防支援事業者からの委託及び指定介護予防支援を行う場合に当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合 49人(要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数)
- 5 養護白寿荘の定員は、60人とする。
- 6 特養白寿荘の定員は、50人とする。
- 7 白寿荘短期入所生活介護事業所の定員は、6人とする。(空床利用を除く)
- 8 デイサービスセンター白寿通所介護事業所の定員は、18人とする。

- 9 白寿荘居宅介護支援事業所の定員は、介護支援専門員1名につき35人を限度とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める人数を限度とする。
- (1) 指定介護予防支援事業者からの委託及び指定介護予防支援を行う場合 44 人(要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数)
- (2) 指定介護予防支援事業者からの委託及び指定介護予防支援を行う場合に当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合 49人(要介護者の数に、要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数)

(利用料)

- 第4条 次の事業所の利用料は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第19号)により算定した額とする。
  - (1) 三宝荘短期入所生活介護事業
- (2) 白寿荘短期入所生活介護事業所
- 2 次の事業所の利用料は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する 基準(平成18年厚生省告示第126号)により算定した額とする
- (1) デイサービスセンター三宝通所介護事業所
- (2) デイサービスセンター白寿通所介護事業所
- 3 次の事業所の利用料は、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示第20号)により算定した額とする。
- (1) 三宝荘居宅介護支援事業所
- (2) 白寿荘居宅介護支援事業所
- 4 次の事業所の利用料は、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年厚生省告示21号)により算定した額とする。
- (1) 指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘
- (2) 指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘
- 5 <u>前各項</u>に規定する以外の介護サービスであるときは、別に規程で定める。 (利用料の納付)
- 第5条 利用料は、介護保険法その他の法令又は各事業所の契約に定めるところにより 納付しなければならない。

(利用料の減免)

第6条 組合長は、利用者のうち災害その他特別な理由がある者については、その者の 申請により当該利用に係る料金を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年8月30日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年10月1日から適用する。 附 則(昭和47年2月24日)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。 附 則(昭和62年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。 附 則(平成2年3月29日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。 附 則(平成7年12月26日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月26日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年12月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。 附 則 (平成14年3月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月27日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成15円4月1日から適用する。

附 則(平成18年2月22日条例第2号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定中「と野市町在宅介護支援センター」を削る部分及び第3条第6項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日条例第8号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成28年8月17日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香南香美老人ホーム組合立指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム三宝荘等並びに養護老人ホーム白寿荘及び指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム白寿荘等の設置及び管理に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年12月26日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月31日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月29日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月29日条例第3号)

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第4号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。